

地域猫制度の改正及び飼い猫の不妊去勢手術費用助成制度の創設について

1. 地域猫制度の改正について

(1) 地域猫制度とは

地域住民の方々が協力しながら野良猫に不妊去勢手術をしてこれ以上増えないようにしたうえで、適切に管理し、野良猫の被害のない住み良いまちを作るための活動のこと。

(2) 現行制度

「自治会」または「3人以上のグループ」のいずれかの単位で活動する場合、不妊去勢手術費用の助成を行っている。

区分	助成額（上限額記載省略）	【参考】自己負担額の目安(※1)
自治会	活動1年目 : 手術費用の全額 (オス、メスとも。以下同様)	なし
	活動2年目 : 手術費用の3分の2	オス 3,500円、メス 7,000円
	活動3年目以降 : 手術費用の2分の1	オス 5,250円、メス 10,500円
3人以上のグループ(※2)	活動1年目 : 手術費用の3分の2	オス 3,500円、メス 7,000円
	活動2年目以降 : 手術費用の2分の1	オス 5,250円、メス 10,500円

※1 市内動物病院の手術費用の一例（オス 10,500円、メス 21,000円）を基に算出。

※2 グループで取り組む場合は、事前に自治会の「承認」を受ける必要あり。

(3) 実績

登録団体は年々増加しており、3年目となった現在の登録団体は、自治会が12団体、グループが8団体、合計20団体である。

手術頭数は、平成21年度は139匹、平成22年度は149匹、平成23年度（12月末時点）は79匹、累計で367匹である。

(4) 改正理由

活動地区では、「発情期に野良猫の鳴き声がしなくなり、町が静かになった」、「数年ぶりに子猫を見かけなくなった」など、取り組みの効果が出ているため、今後も利用者の拡大を図りたい。

しかし一方で、「2年目以降の助成率が低下するため、継続した活動が困難である」、「自治会の『承認』が必ず必要となるため、条件が厳しく、利用しにくい」、「飼い猫が捨てられて野良猫になっている」など、問題点も明らかとなったため、より市民が利用しやすくなるように制度を改めたい。

(5) 主な改正点

- ①助成額を定額制に変更する。
- ②グループの条件を「自治会の『承認』を得ること」から「自治会長及び班長へ事前に『報告』すること」に変更する。

(6) 新制度の概要

区分	登録期間	助成額	年間助成頭数 (1団体あたり)	募集团体数 (予定)	【参考】自己負担 額の目安(※1)
自治会	3年間	オス 1万円 メス 2万円	1年目 20匹 2年目 5匹 3年目 5匹	4団体	オス 500円 メス 1,000円
3人以上のグループ(※2)	1年間	オス 5千円 メス 1万円	5匹	10団体	オス 5,500円 メス 11,000円

※1 市内動物病院の手術費用の一例(オス 10,500円、メス 21,000円)を基に算出しています。

※2 グループで取り組む場合は、事前に自治会長及び班長への「報告」が必要です。

(7) 改正期日 平成24年4月1日(予定)

2. 飼い猫の不妊去勢手術費用助成制度の創設について

(1) 制度創設の経緯

地域猫制度により野良猫対策を進めてきたが、飼い猫が繁殖して野良猫になることも多い。また、県内で殺処分される猫の約8割が、飼い猫の子猫であると想定されることから、飼い猫の不必要な繁殖を制限する制度が必要である。

なお、不妊去勢手術は、繁殖を制限するだけでなく室内で飼いやすくなる効果もあるため、完全室内飼いを普及させ、飼い猫によるフン尿被害を軽減することも期待できる。

(2) 制度概要

- ①助成額は、オス 2,000円、メス 4,000円の定額とする。
- ②1人あたり2匹までとする。

(3) 開始期日 平成24年6月1日(予定)